

令和四年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化促進事業計画の認定等に関する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項、第二十二條の二第一項、第二項第九号、第三項第三号及び第十七項並びに第二十二條の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを交換して得られる電気という。

二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱という。

三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。

四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。

イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設

ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設

ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできないものに限る。）

五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二條の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一〇一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう）、同法第四十條第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設）

第二条 法第二十六條の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四条第三号に掲げるものを電気に変換するものにあつてはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同条第四号に掲げるものを電気に変換するものにあつては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。）

二 再生可能エネルギー熱供給施設

三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請）

第三条 法第二十二條の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつてはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあつては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるか、又はこれを確実に取得する申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）

六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四条第七号に掲げるものを利用する場合にあつては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあつては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類

十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあつては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類

（地域脱炭素化促進事業計画の記載事項）

第四条 法第二十二條の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間

二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第五条 法第二十二條の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるか、又はこれを確実に取得すること。

二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあつては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の方が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であつて、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じ、適切に事業を実施するものであること。

[illegible][illegible]

-

[illegible]

姓名 学号 	
南昌大学商学院工商管理专业 2016 级工商管理专业学生	
《财务管理学》课程实训报告(实训 1)——现金流量表的编制与审核	
实训目的与要求 1. 了解现金流量表的编制原理 2. 掌握现金流量表的编制方法	实训内容 1. 编制现金流量表
实训日期及实训学时 实训日期：____年____月____日 实训学时：____学时	实训地点 实训教师
实训成绩	

(一) 实训内容

1. 实训背景：假设 A 公司 2016 年 1 月 1 日所有者权益总额为 1000 万元。

2. 实训资料如下(单位：万元)：

- (1) 2016 年 1 月 1 日所有者权益各项目的年初余额如下表所示。
- (2) 2016 年 1 月 1 日资产、负债项目的年初余额如下表所示。
- (3) 2016 年 1 月 1 日至 12 月 31 日止，A 公司发生如下经济业务：
 - ① 2016 年 1 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日应收账款 100 万元。
 - ② 2016 年 2 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日应付账款 50 万元。
 - ③ 2016 年 3 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日预收账款 20 万元。
 - ④ 2016 年 4 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日预付账款 10 万元。
 - ⑤ 2016 年 5 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他应收款 5 万元。
 - ⑥ 2016 年 6 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他应付款 5 万元。
 - ⑦ 2016 年 7 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他流动资产 5 万元。
 - ⑧ 2016 年 8 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他非流动资产 5 万元。
 - ⑨ 2016 年 9 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他负债 5 万元。
 - ⑩ 2016 年 10 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他所有者权益 5 万元。
 - ⑪ 2016 年 11 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他资产 5 万元。
 - ⑫ 2016 年 12 月 1 日，A 公司收到 2015 年 12 月 31 日其他负债 5 万元。

3. 实训要求：

- (1) 编制 2016 年 12 月 31 日资产负债表。
- (2) 编制 2016 年 12 月 31 日现金流量表。
- (3) 编制 2016 年 12 月 31 日所有者权益变动表。
- (4) 编制 2016 年 12 月 31 日资产、负债、所有者权益变动表。
- (5) 编制 2016 年 12 月 31 日其他资产、负债、所有者权益变动表。

特別活動(20分)	特別活動(20分) 1. (1) 1. (2) 1. (3) 1. (4) 1. (5) 1. (6) 1. (7) 1. (8) 1. (9) 1. (10) 1. (11) 1. (12) 1. (13) 1. (14) 1. (15) 1. (16) 1. (17) 1. (18) 1. (19) 1. (20) 1. (21) 1. (22) 1. (23) 1. (24) 1. (25) 1. (26) 1. (27) 1. (28) 1. (29) 1. (30) 1. (31) 1. (32) 1. (33) 1. (34) 1. (35) 1. (36) 1. (37) 1. (38) 1. (39) 1. (40) 1. (41) 1. (42) 1. (43) 1. (44) 1. (45) 1. (46) 1. (47) 1. (48) 1. (49) 1. (50) 1. (51) 1. (52) 1. (53) 1. (54) 1. (55) 1. (56) 1. (57) 1. (58) 1. (59) 1. (60) 1. (61) 1. (62) 1. (63) 1. (64) 1. (65) 1. (66) 1. (67) 1. (68) 1. (69) 1. (70) 1. (71) 1. (72) 1. (73) 1. (74) 1. (75) 1. (76) 1. (77) 1. (78) 1. (79) 1. (80) 1. (81) 1. (82) 1. (83) 1. (84) 1. (85) 1. (86) 1. (87) 1. (88) 1. (89) 1. (90) 1. (91) 1. (92) 1. (93) 1. (94) 1. (95) 1. (96) 1. (97) 1. (98) 1. (99) 1. (100) 1. (101) 1. (102) 1. (103) 1. (104) 1. (105) 1. (106) 1. (107) 1. (108) 1. (109) 1. (110) 1. (111) 1. (112) 1. (113) 1. (114) 1. (115) 1. (116) 1. (117) 1. (118) 1. (119) 1. (120) 1. (121) 1. (122) 1. (123) 1. (124) 1. (125) 1. (126) 1. (127) 1. (128) 1. (129) 1. (130) 1. (131) 1. (132) 1. (133) 1. (134) 1. (135) 1. (136) 1. (137) 1. (138) 1. (139) 1. (140) 1. (141) 1. (142) 1. (143) 1. (144) 1. (145) 1. (146) 1. (147) 1. (148) 1. (149) 1. (150) 1. (151) 1. (152) 1. (153) 1. (154) 1. (155) 1. (156) 1. (157) 1. (158) 1. (159) 1. (160) 1. (161) 1. (162) 1. (163) 1. (164) 1. (165) 1. (166) 1. (167) 1. (168) 1. (169) 1. (170) 1. (171) 1. (172) 1. (173) 1. (174) 1. (175) 1. (176) 1. (177) 1. (178) 1. (179) 1. (180) 1. (181) 1. (182) 1. (183) 1. (184) 1. (185) 1. (186) 1. (187) 1. (188) 1. (189) 1. (190) 1. (191) 1. (192) 1. (193) 1. (194) 1. (195) 1. (196) 1. (197) 1. (198) 1. (199) 1. (200) 1. (201) 1. (202) 1. (203) 1. (204) 1. (205) 1. (206) 1. (207) 1. (208) 1. (209) 1. (210) 1. (211) 1. (212) 1. (213) 1. (214) 1. (215) 1. (216) 1. (217) 1. (218) 1. (219) 1. (220) 1. (221) 1. (222) 1. (223) 1. (224) 1. (225) 1. (226) 1. (227) 1. (228) 1. (229) 1. (230) 1. (231) 1. (232) 1. (233) 1. (234) 1. (235) 1. (236) 1. (237) 1. (238) 1. (239) 1. (240) 1. (241) 1. (242) 1. (243) 1. (244) 1. (245) 1. (246) 1. (247) 1. (248) 1. (249) 1. (250) 1. (251) 1. (252) 1. (253) 1. (254) 1. (255) 1. (256) 1. (257) 1. (258) 1. (259) 1. (260) 1. (261) 1. (262) 1. (263) 1. (264) 1. (265) 1. (266) 1. (267) 1. (268) 1. (269) 1. (270) 1. (271) 1. (272) 1. (273) 1. (274) 1. (275) 1. (276) 1. (277) 1. (278) 1. (279) 1. (280) 1. (281) 1. (282) 1. (283) 1. (284) 1. (285) 1. (286) 1. (287) 1. (288) 1. (289) 1. (290) 1. (291) 1. (292) 1. (293) 1. (294) 1. (295) 1. (296) 1. (297) 1. (298) 1. (299) 1. (300) 1. (301) 1. (302) 1. (303) 1. (304) 1. (305) 1. (306) 1. (307) 1. (308) 1. (309) 1. (310) 1. (311) 1. (312) 1. (313) 1. (314) 1. (315) 1. (316) 1. (317) 1. (318) 1. (319) 1. (320) 1. (321) 1. (322) 1. (323) 1. (324) 1. (325) 1. (326) 1. (327) 1. (328) 1. (329) 1. (330) 1. (331) 1. (332) 1. (333) 1. (334) 1. (335) 1. (336) 1. (337) 1. (338) 1. (339) 1. (340) 1. (341) 1. (342) 1. (343) 1. (344) 1. (345) 1. (346) 1. (347) 1. (348) 1. (349) 1. (350) 1. (351) 1. (352) 1. (353) 1. (354) 1. (355) 1. (356) 1. (357) 1. (358) 1. (359) 1. (360) 1. (361) 1. (362) 1. (363) 1. (364) 1. (365) 1. (366) 1. (367) 1. (368) 1. (369) 1. (370) 1. (371) 1. (372) 1. (373) 1. (374) 1. (375) 1. (376) 1. (377) 1. (378) 1. (379) 1. (380) 1. (381) 1. (382) 1. (383) 1. (384) 1. (385) 1. (386) 1. (387) 1. (388) 1. (389) 1. (390) 1. (391) 1. (392) 1. (393) 1. (394) 1. (395) 1. (396) 1. (397) 1. (398) 1. (399) 1. (400) 1. (401) 1. (402) 1. (403) 1. (404) 1. (405) 1. (406) 1. (407) 1. (408) 1. (409) 1. (410) 1. (411) 1. (412) 1. (413) 1. (414) 1. (415) 1. (416) 1. (417) 1. (418) 1. (419) 1. (420) 1. (421) 1. (422) 1. (423) 1. (424) 1. (425) 1. (426) 1. (427) 1. (428) 1. (429) 1. (430) 1. (431) 1. (432) 1. (433) 1. (434) 1. (435) 1. (436) 1. (437) 1. (438) 1. (439) 1. (440) 1. (441) 1. (442) 1. (443) 1. (444) 1. (445) 1. (446) 1. (447) 1. (448) 1. (449) 1. (450) 1. (451) 1. (452) 1. (453) 1. (454) 1. (455) 1. (456) 1. (457) 1. (458) 1. (459) 1. (460) 1. (461) 1. (462) 1. (463) 1. (464) 1. (465) 1. (466) 1. (467) 1. (468) 1. (469) 1. (470) 1. (471) 1. (472) 1. (473) 1. (474) 1. (475) 1. (476) 1. (477) 1. (478) 1. (479) 1. (480) 1. (481) 1. (482) 1. (483) 1. (484) 1. (485) 1. (486) 1. (487) 1. (488) 1. (489) 1. (490) 1. (491) 1. (492) 1. (493) 1. (494) 1. (495) 1. (496) 1. (497) 1. (498) 1. (499) 1. (500) 1. (501) 1. (502) 1. (503) 1. (504) 1. (505) 1. (506) 1. (507) 1. (508) 1. (509) 1. (510) 1. (511) 1. (512) 1. (513
------------------	--

[illegible]

(注) 1 「郡代」欄には、郡治材料、石郡、河村、大字、小字、地名(地名)等を記載すること。なお、これら(地名)欄要素を迅速施設等の料に供する土地の所在地及び地名と同じ内容となる場合にあっては、「別紙」欄に記載すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、発生する動植物等類似の状況を示す上で必要

Copyright © 2006 by John Wiley & Sons, Inc.

(注) 以下の数値は概算値となる。ただし、行為の範囲が広いため、各県に隣接する46都県によって1週間以内で示されると思われる場合には、当該都府県と隣接する都府県を以て当該都府県に属する都府県と見做らる。

- (1) 行為の発生場所の中心に属する1,000平方メートルの範囲
- (2) 行為発生場所とその付近の状況の中心に属する1,000平方メートルの範囲及び1平方メートルの範囲
- (3) 行為の発生場所の中心に属する1,000平方メートルの範囲、道路、鉄道、航空路及び近接する道路に属した部分とのいずれか
- (4) 行為の発生場所の中心に属する1,000平方メートルの範囲に1,000平方メートルの範囲、道路、鉄道、航空路及び近接する道路に属した部分とのいずれか
- (5) 行為の発生場所の中心に属する1,000平方メートルの範囲に1,000平方メートルの範囲、道路、鉄道、航空路及び近接する道路に属した部分とのいずれか
- (6) その他、行為の発生場所の中心に属する1,000平方メートルの範囲

[illegible][illegible]

[illegible]

(1) 1 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 2 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 (2) 1 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 2 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 (3) 1 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 2 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 (4) 1 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 2 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 (5) 1 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。
 2 人の社員については、その「一、受取額、利息、配当金」を記入すること。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

補修等の費用は負担すること。

4 熱処理の方法については、炭焼、炭電流による熱処理、炭電・熱処理の併用の何れも入すること。

5 熱処理に付いては、炭質等の他炭質と炭電による炭質の選別（昭和44年厚生省令第35号）行第5条の3第1項第4号の4の方式により炭質と炭電の併用が決定すること。

6 各欄に記載する内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「原簿記載頁1月1日」の記載を省略することとする。

[illegible]

(参考資料)

以下の書籍を参考すること。

11 土地の所有者の買受の履行に当たりの瑕疵の調査態様と必要となる調査について実務する調査の計画書

12 土地の所有者の買受の履行に係る工事計画書

13 土地の所有者の買受契約上又はその関係者等と得た土地調査記録書

14 土地の所有者の買受契約上又はその関係者等と得た土地調査記録書に付添された調査報告書に付添された調査報告書

15 土地に建設された建築物の地籍図を添付した調査報告書

16 土地の所有者の買受の履行が妨げられることになった調査報告書

17 土地の所有者の買受の終了後に付添された調査記録書の添付された調査報告書に付添された調査報告書

18 調査が同一施設建物、同一施設建物、同一施設建物、同一施設建物又は同一施設建物に付添された調査報告書に付添された調査報告書

19 調査が同一施設建物の利用を目的とする調査報告書

律第22条の3第1項関係)

毎年、月日付で行われる「日本と中国の環境保護協力推進事業計画」について、以下のとおり変更した上で、地球温暖化対策の推進に資する法律（平成18年法律第117号）第22条の3(1)第①項に基づき、認定を申請します。

記

- 変更事項の内容
- 変更理由
- 添付を要する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(備考)

- 1号書目には、知覚機能低下症候群事業を実施する会での事業実施すること、
2号書目には又々人に対する研修や大会参加のこと、(頁四)には委員及び代表者の氏名を、(頁五)には主たる関係者の所在地などを記載すること。
- 定款事項の書きについては、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4号書の形式は、日本標準規格A4用紙とする。